

日 時：平成28年4月20日（木）13時00分

場 所：三田共用会議所 3階 大会議室（B、C、D、E）

水産政策審議会資源管理分科会

第76回議事録

水産庁漁政部漁政課

水産政策審議会第76回資源管理分科会

1 開 会

開会 平成28年4月20日（木）13時00分

閉会 平成28年4月20日（木）15時21分

2 出席した委員の氏名（敬称略）

委 員	大森敏弘	嘉山定晃	川崎一好	長瀬一己
	東村玲子	柳内克之	山川 卓	

特別委員	大久保照享	川越一男	千葉康則	東岡 保
	平田淳一	本間新吉	松本ぬい子	

3 水産庁側出席者

長谷水産庁次長 浅川資源管理部長 藤田管理課長 黒萩漁業調整課長 黒川国際課長
神谷漁場資源課長 加藤資源管理推進室長 廣野指導監督室長 斎藤沿岸・遊漁室長
田中首席漁業調整官

4 議 事

別紙のとおり

目 次

1	開 会	1
2	議 事	
	【諮問事項】	
	諮問第263号 特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令の 一部改正について	2
	諮問第264号 特定漁業の許可及び取締り等に関する省令の 一部改正について	4
	【報告事項】	
	(1) 太平洋クロマグロの管理の方向性について	7
	(2) N P F C (北太平洋漁業委員会) 参加国等の漁業状況について	29
	【その他】	30
3	閉 会	31

○管理課長 予定の時刻となりましたので、ただいまから第76回資源管理分科会を開催させていただきます。

まず初めに、先週からの平成28年熊本地震による災害で犠牲となりました皆様方に対しまして、深く哀悼の意を表したいと思えます。さらに、被災された方と、その御家族の皆様方に対して、心からお見舞いを申し上げます。

申しおくれましたけれども、私、本年4月の異動で着任いたしました管理課長の藤田でございます。どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、本日の出席者のうち、同じく4月の異動で幹部の交代がございましたので、座っている者を御紹介させていただきます。

まず、右手になります国際課長の黒川でございます。

○国際課長 黒川でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○管理課長 こちら、左手になります、漁場資源課長の神谷でございます。

○漁場資源課長 神谷です。よろしく願いいたします。

○管理課長 続きまして、私の後任になりますけれども、沿岸・遊漁室長の斎藤でございます。

○沿岸・遊漁室長 斎藤です。よろしく願いします。

○管理課長 よろしく願いします。

本日の会場につきましては、委員の皆様の前にマイクが設置されておりません。御発言の際には事務局のほうでマイクをお持ちしますので、挙手をいただきまして、それから御発言をお願いいたします。

それでは、委員の出席状況について報告をいたします。

水産政策審議会令第8条第3項で準用する同条第1項の規定により、分科会の定足数は過半数とされております。

本日は、資源管理分科会委員9名中、6名の方が出席されており定足数を満たしておりますので、本日の資源管理分科会は成立をいたしております。

また、特別委員は、15名中8名の方が出席しております。

では、次に、配付資料の確認をさせていただきます。お手元の封筒の中の資料でございます。まず議事次第がございます。その後に1枚紙で資料一覧というのがございまして、資料が1から5までございます。御確認をいただきまして、もし抜けているということであれば事務局のほうまで御連絡をいただければというふうに思います。

それでは議事に入りますけれども、報道関係のカメラ撮りはここまでとさせていただきます。もし撮影の方がいらっしゃるようであれば、ここで御退席をお願いいたします。ないでしょうか。

それでは、山川分科会長、議事のほうをよろしく願いいたします。

○山川分科会長 本日は、皆様、御多用のところお越しくございましてありがとうございます。

ます。

では、早速ですけれども、座って議事に入らせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

本日は、諮問事項が2件、それから報告事項が2件でございます。本日は限られた時間の中で議題がたくさんありますので、要領よく進めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

なお、本日審議いたします諮問事項につきましては、水産政策審議会議事規則第10条第1項の規定に基づき、資源管理分科会の議決をもって審議会の議決となりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、諮問第263号「特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令の一部改正について」、事務局から資料の御説明をよろしくお願いいたします。

○漁業調整課長 漁業調整課長の黒萩でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、諮問文の読み上げをさせていただきます。

28水管第86号

平成28年4月20日

水産政策審議会

会 長 馬 場 治 殿

農林水産大臣 森山 裕

特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令の一部改正について
(諮問第263号)

別紙のとおり、特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令の一部を改正する省令を定めたいので、漁業法（昭和24年法律第267号）第65条第6項及び水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第4条第6項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

内容を説明させていただきます。

2ページ目をごらんください。

現行制度の概要でございます。現在、漁業調整、水産資源の保護のために特定の海域において操業する漁業者の数等を国が統一的に実態把握する必要がある漁業として、①から④のかじき等流し網漁業等、4業種について定めてございます。これは漁業法第65条第2項、水産資源保護法第4条第2項の規定に基づいて、特定大臣許可漁業等の取締りに関す

る省令というものを定めまして、その中で操業期間ごと、船舶ごとに当該操業期間の最初の日の1カ月前までに農林水産大臣が定める届出書を届け出なければならないということとされており。これらの漁業のことを、通称「届出漁業」と称しております。

このほかに、大臣許可漁業と言われている指定漁業であるとか、特定大臣許可漁業とかありますが、これとは別に届出漁業は着業を事前に届け出るという義務がある漁業でございます。その届け出の提出に当たっては、届出書に記載されている船舶の船名、総トン数、推進機関の種類、馬力数等の事項に誤りがないか確認するといった観点から、その申請書には漁船の登録の謄本等の関係書類の添付を義務づけられております。それから、届出書及び添付書類については、先ほど言いました特定大臣許可省令の第2条の規定に基づいて、申請者は各都道府県の知事を経由して大臣に届け出すということになっております。

それから、届出漁業を営む者は、先ほど言いました届け出た届出書の記載内容に変更が生じた場合は、速やかに都道府県知事を経由して大臣に変更の届け出を行わなければならない、このうち船名、船舶の総トン数に変更がある場合には、その事実を証することができる漁船登録の謄本または船舶検査証書の写しの添付を義務づけしているというのが現在の規制の内容でございます。

このことに関しまして、改正の趣旨のところに書いてございますが、平成27年の地方からの提案等に関する対応方針、これは何かと申しますと、マスコミ等でもよく報道されております地方分権改革、地方創生の重要テーマであって、政府全体としてその推進に取り組んでいるところでありますが、その地方分権改革の一環としまして、地方分権改革推進本部というのが本部長に安倍総理を置き、その下に有識者による調査審議をやるための地方分権改革有識者会議というのが置かれ、その下に専門部会として地方分権改革有識者会議の下でそれぞれのテーマごとに検討するというような仕組みになっております。

今回の改正の内容につきましては、この一連の地方分権の流れの中で、ある都道府県から提案が上がってきたものに対して、その提案が事務の簡素化、漁業者の負担軽減にもつながると農水省としても判断いたしまして、その提案を取り入れたという内容でございます。漁船の登録というのは都道府県で行うことになっておりまして、都道府県がその漁船原簿を保管しておるわけでございます。そういったことも踏まえまして、事務の効率化等を図る観点から、届出漁業に係る届け出を行う際に必要となる添付書類のうち、漁船の登録の謄本の提出を廃止しなさいという勧告が出たということでございます。

それから、届出漁業を営む者が船名、船舶総トン数に係る変更の届け出を行う場合についても、都道府県において原簿での確認ができることから、船名または船舶総トン数に係る変更内容の確認も可能であると、このような観点があります。

このことから、省令第19条の第1項を改正し、届出漁業に係る届け出を行う場合には、漁船の登録の謄本の添付を義務づけることを廃止するほか、同省令19条第2項の後段の規定を改正し、「届出漁業を営む者が船名又は船舶の総トン数に係る変更の届け出を行う

場合には、漁船の登録の謄本又は船舶検査証書の写しの添付を義務づけることを廃止する」というような規制緩和を行うということにいたしましたところでございます。

後ろのほうに新旧対照表を添付してございます。5ページ目でございますけれども、特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令の新旧で、現行の漁船法による漁船の登録の謄本等の添付を廃止するといったものでございます。

その次のページの6ページ目に、先ほど申しました地方からの提案等に関する対応方針ということで閣議決定された内容が添付されております。それに伴って届出書の様式を定める件等についても改正するというような内容になっております。

以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、何か御質問、御意見等ありましたらよろしくお願いたします。

特に御意見ないようですので、諮問第263号については原案どおり承認していただいたということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 では、異議がないようですので、そのように決定いたします。

それでは、次に、諮問第264号の「指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部改正について」、事務局から資料の説明をよろしくお願いたします。

○漁業調整課長 それでは、引き続き説明させていただきます。

資料3でございます。諮問文を読み上げさせていただきます。

28水管第86号

平成28年4月20日

水産政策審議会

会長 馬場 治 殿

農林水産大臣 森山 裕

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部改正について
(諮問第264号)

別紙のとおり、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令を定めたいので、漁業法(昭和24年法律第267号)第65条第6項及び水産資源保護法(昭和26年法律第313号)第4条第6項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

内容につきまして説明する前に、この資料の後ろのほうの11ページと13ページ目に書いてあるイトマキエイとニシネズミザメの絵が順番が逆でございます、10ページの次の11ページ目には、現在13ページ目にあるニシネズミザメの絵、資源特性、漁業の特性と書いてある資料が順番としてつきます。12ページ目の次の13ページ目にイトマキエイ科オニイトマキエイとイトマキエイが描いてある図がつきます。順番としてこの絵が逆転しております。申しわけございません。

一部改正の内容についてでございます。2ページ目をごらんください。

現行制度の概要でございますが、かつお・まぐろ類につきましては、全米熱帯まぐろ類委員会——I A T T Cと申します。太平洋の東側の水域をカバーしているまぐろ類の委員会でございます。それから大西洋まぐろ類保存委員会、これは大西洋を所管している委員会でございます、さきのものをI A T T C、これをI C C A Tと略称しております。これらの地域の漁業管理機関において、混獲魚種も含めた水産資源の保存管理に必要な措置を採択しており、加盟国は保存管理措置の履行を担保しなければならないということとされております。国際機関で決まった国際約束を国内法で自国の漁業者に法的に担保するという義務を負っているということでございます。

我が国が加盟している地域漁業管理機関で採択した保存管理措置については、水産動植物の採捕に関する制限または禁止について定める指定漁業の許可及び取締り等に関する省令等において規定することにより、その履行を担保しているという具体的な措置をとっているということでございます。

改正の趣旨と概要でございますが、先ほど申しました全米熱帯まぐろ類委員会（I A T T C）管轄海域におけるイトマキエイ科の採捕禁止ということでございます。今般、第89回I A T T C年次会合におきまして、東部太平洋におけるイトマキエイ科の採捕禁止を内容とする保存管理措置が採択され、我が国では遠洋かつお・まぐろ漁業は対象漁業となることから、指定省令別表第2の遠洋かつお・まぐろ漁業の項を改正し、I A T T C管轄海域におけるイトマキエイ科の採捕を禁止する旨の規定を設けることにします。

それから、I C C A T管轄海域におけるニシネズミザメの採捕禁止につきましても、第24回I C C A T年次会合におきまして、大西洋におけるニシネズミザメの採捕禁止を内容とする保存管理措置が採択され、我が国では遠洋かつお・まぐろ漁業が対象漁業となることから、指定省令別表第2、遠洋かつお・まぐろ漁業の項を改正して、I C C A T管轄海域におけるニシネズミザメの採捕を禁止する旨の規定を設けることとします。

それから、これは文字の訂正みたいなものでございますけれども、用語の適正化ということで、今般の改正を契機としまして、指定省令に規定する東部太平洋の海域の用語をほかの地域漁業管理機関の管轄海域について定義している第1条第2項各号の規定ぶりに倣う形に改めて、「東部太平洋条約海域」として改正後の同項第2号に規定するほか、所要

用語の適正化を行うこととするということでございます。

この規制の内容につきましては、本日、鈴木委員が来ておられませんけれども、カツオ・マグロ業界には十分事前に説明し、その内容を規制化することについて了解を得ていることを申し添えさせていただきます。

条文につきましては、新旧対照表が6ページ、7ページ、8ページ、9ページというふうに規定されております。

御参考までに、先ほどちょっと逆転してしまいましたが、漁業に関連して漁獲されるニシネズミザメに関するI C C A T勧告でありますとか、I A T T Cにおけるイトマキエイの保存に関する決議について掲載させていただいております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に対しまして、御意見、御質問等ありましたらよろしく願いいたします。

特に御発言ないようですので、諮問第264号については原案どおり承認していただいたということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 では、異議がないようですので、そのように決定いたします。

それでは、諮問第263号及び264号について、確認のために答申書を読み上げさせていただきます。

答 申 書

2 8 水 審 第 3 号

平成28年4月20日

農林水産大臣 森山 裕 殿

水産政策審議会

会 長 馬場 治

平成28年4月20日に開催された水産政策審議会第76回資源管理分科会における審議の結果、諮問のあった下記事項については、諮問のとおり実施することが適当であると認める。

諮問第263号 特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令の一部改正について
諮問第264号 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部改正について

それでは、この答申書を長谷次長にお渡しいたします。

(分科会長から次長へ答申書手交)

○山川分科会長 続きまして、報告事項に入ります。

事務局より報告事項が2件あるということです。

まず、1つ目の「太平洋クロマグロの管理の方向性について」、事務局から説明をよろしくお願いいたします。

○漁場資源課長 漁場資源課長の神谷でございます。

お手元の資料4でございます。2ページをお開きください。

2月29日から3月11日までの間に、北太平洋まぐろ類科学小委員会が開催されまして、そこで太平洋クロマグロの資源評価が行われました。今回、この結果が公表されましたので、前回の水政審の資料の中で資源評価を新しく反映させるという形で、この資料を改訂しております。改訂された部分、つまり今回の資源評価結果に関するところを説明させていただきます。

初めに、この資源評価というのは、2014年までの資源状況の評価するというのが一つと、それ以降がどうなるかという将来予測という2つのパートから成っております。一方で、未成魚の漁獲半減を主とするWC P F Cの国内措置につきましては、2015年から実施ということになりますので、最新の資源状況というのは半減措置を実施する直前の資源状況であったという点をお含みおきください。

それでは、お手元の資料の2ページ目の1-1でございます。親魚資源の動向でございますが、2014年時点の親魚資源量は約1万7,000トンで、依然として歴史的最低水準付近でございます。歴史的最低水準は、1984年に観測されました約1万1,000トンでございます。一方、1996年から2010年まで続いておりました親魚資源の減少傾向には歯どめがかかったようであり、2010年以降は資源は増加傾向にあるということも確認されております。

次に1-2の加入状況でございますが、最近、加入は減少傾向にございますが、歴史的な平均の加入というのは約1300万尾というものが観測されております。

次の1-3、将来予測でございますが、まずWC P F Cの保存管理措置では、親魚資源を2024年までに歴史的な中間値に60%以上の確率で回復させることを暫定回復目標としております。現在の措置等々を継続した場合にどうなるのかという予測でございますが、今のWC P F C及びI A T T Cでとられた措置、主に小型魚の半減等を継続した場合ですが、2024年までに歴史的な中間値まで回復する確率は69%でございます。あわせて、I S Cでは、比較のために今の措置から例えば小型魚をさらに10%削減したらどうなるか、大型魚を10%削減したらどうなるか、また、全体を10%削減したらどうなるのか等々といった

シミュレーションも実施しておりますが、その結果といたしまして、現在の措置から小型魚をさらに10%削減、例えば日本でいいますと約400トン程度となりますが、これをした場合は達成確率が90%まで増大いたします。一方で、大型魚の漁獲を10%削減、日本に当てはめると約480トンでございますが、達成確率は75.3%、どちらも10%削減した場合の達成確率は90.3%という結果が示されております。

次のページをお開きください。

1-4の管理勧告でございますが、現在の措置を継続した場合に、2024年までに親魚資源が歴史的中間値まで回復する確率は69%で、これはWCPFCの暫定回復目標より上回っているというのが1点です。2点目といたしまして、もし小型魚の定義を変更する、例えば現行の30キロ未満の小型魚を50キロ未満を小型魚にするとか、80キロ未満を小型魚にするといった定義の変更や、もしくは漁獲量を追加的に削減すれば回復目標の達成確率はさらに上昇する。3点目、小型魚の漁獲の10%追加削減のほうが大型魚漁獲の10%追加削減よりも資源回復の効果が高い。4点目、親魚資源量が低水準にあること、加入の不確実性等々を考慮して、加入動向を迅速に把握するためのモニタリングを強化すべき。5点目、現在の歴史的中間値といえますのは算出期間を固定していないため、将来親魚資源の量がふえれば歴史的中間値も増大するといった影響を受けるということなので、資源の回復に伴い中間値も増大しますという、この5点が主な管理勧告として出されております。

それで、今年のWCPFCの北小委員会における主要課題でございますが、これは前回と変わっておりません。4つございますが、特に資源評価結果に基づく現行措置のレビューというのがありますので、評価結果次第では2017年に向けて現行措置の見直しという点のレビューも行われます。以下、緊急ルールの作成、長期管理方策の検討、漁獲証明制度の検討が行われることとなっております。

それ以降の資料については、特に改訂したところはありません。

以上が資源評価結果の報告でございます。

○管理課長 続きまして、私のほうから、国内の管理の方向性について御説明を申し上げます。

まず、8ページをごらんください。

1. クロマグロ管理の課題と対応方向ということで、これはこれまでも御説明した資料でございますが、上段のほうが国際的な枠組みである小型魚の漁獲量半減をどうやってきちんと遵守するかという論点を記載しております。これにつきましては、後ほど再度御説明しますけれども、将来TAC制度のような形で管理できないかということで、計画制度に基づく漁獲量管理の形で法的に担保するという点について検討する必要があるのではないかとというのが一つの方向性でございます。

もう一つの下段のほうにつきましては、現在、沿岸漁業はブロック管理をしておりますけれども、2のところにありますように、日本海北部ですとか太平洋北部におきましては

定置網で予想以上の漁獲があったりして、操業自粛要請ですとか、警報が出るという状況になっておりますので、これらの地域では一生懸命管理していただいたということはあるんですけども、結果的に漁獲が積み上がってしまったということ踏まえまして、現行のブロックの中でどういう点でもっと改善できるのかということや、主な要因になりました定置網について管理の枠組みの中で、地元の経済的な影響も緩和しながら取り組んでいくかという、こういうことをもっと詰めながら対応方向としては考えていかないといけないということだろうというふうに考えております。

なお、日本海北部の警報については、若干補足説明で申し上げますと、もともとは3月末までが管理期間として、沿岸のところで唯一管理期間がずれておりましたけれども、7月からにするという方向で大体関係の方の御理解が得られておりますので、第1管理期間の3月を若干後ろにずらしまして、ほかと合わせる形で6月いっぱいまでという形にしております。このため本来ならば第2管理期間に入っているはずなんですが、現在、今年の漁獲を引き継いだ形で管理期間を延長したところ、結果的に4月になって一部漁獲があり、警報という形になっているということを御説明申し上げます。

3の定置網の小型魚漁獲状況ですが、1994年以降のものを並べたもので緑色の部分が定置網の漁獲となっております。これまでで、定置網でもっとも漁獲があった年は2008年の1,700トン以上の漁獲で、沿岸の漁獲枠が2,000トン余りですので、これをうまく管理しないとなかなか日本の枠の4,007トンにおさまらないということは、このグラフを見ていただければわかるのではないかとこのように思います。

こうした状況を踏まえながら今年7月からクロマグロ型のTACを試行していこうということでございますけれども、現行のTACとの違いにつきまして、4-1で御説明をしております。

大臣管理漁業につきましては特に違った部分はございませんけれども、知事管理漁業につきまして大きく2点、1つは、定置網につきましては、これまでの議論の中で既存のブロックよりももう少し大きい形で管理したらどうかという話になっておりますので、これについて共同で管理する。その他の漁業についても、同じようにブロックで管理することが一つの方向性だと思っております。

4-2のイメージですけれども、日本地図で沿岸が6ブロックに分かれておりますけれども、ここの本州のところに赤く四角で囲んでおりますように、定置網については、この6ブロックの中からももう少し広い単位、もしかすると全国単位になるかもしれませんが、定置網につきましては抜いて共同で管理するという枠組みを現在検討中でございます。

昨年と今年の違いということで、4-3になりますが、その具体的内容につきましては、今申し上げましたように、この右下のほうに改善点がございます。ブロック管理を基本といたしましても、都道府県ごとに当然TAC型で管理しようと思っておりますと計画を策定しないといけませんので、都道府県の計画を作っていただきます。その計画の中で漁期ですと

か漁獲状況に対応した管理方式を検討していただくということでございます。

それと、後でちょっと申し上げますけれども、定置網が枠をどうしても超過してしまうという場合の対応についてもあわせて検討する必要があるということございまして、こういった取り組み内容を踏まえながら、TACをやっている方はよくTAC法と言われますけれども、資源管理法による管理を念頭に置いて考えていきたいということでございます。

5の管理期間は、先ほど申し上げましたように、日本海北部につきまして、ほかのブロックと同じように7月からということで対応したいというふうに考えております。

定置網の共同管理につきましては、6-1のスライドにありますように、これまではAブロックとかBブロックとか、どちらかというブロック単位で縦の形で管理をお願いしておったんですけれども、定置網につきましては、もっと抜き書きして、もっと広い範囲で管理する。これを現在、全国規模でやるという形で、では、具体的にどんな数字になるのか、計画はどうなるのかということを検討させていただいているという状況でございます。

定置網の管理のイメージでございますが、6-3のスライドを見ていただけますでしょうか。ちょっと模式的に書いておりますが、誤解のないようにお願いしたいんですがこれはあくまでイメージ図です。このイメージ図ですと、7月から9月あたりが定置にとって割とクロマグロがよくとれる時期だと、ほかの魚と比べると、割とクロマグロの主漁期に当たるというふうに考えて仮定しております。10月から6月はそれ以外の時期でして、ブリをとったり、サケを主にとったりするという時期だという仮定を置いております。そのときに、仮に主漁期である時期に200トンという枠にするということであると、この200トンに達するようなときは、漁獲状況が例えば7月から8月でいっぱいになってしまうと、それはクロマグロを主としてとっている時期ですので、網を上げるなり、網の口を閉じるなりして定置網そのものとして採捕をやめていただく時期というものになるだろうと。一方で、それ以外の800トンの時期につきましては、例えば4月ぐらいに800トンに達しましたといっても、ほかの魚をとる時期ですので、なかなかやめるというわけにはいかないということですから、できるだけ小型魚をとらないようには努力していただくんですけれども、漁獲は継続する。そうすると、少しずつ積み上がってしまう部分があるので、これにつきましてどうするかということを考えざるを得ない。

この点については、実際に積み上がって我が国の4,007トンという枠を超えるような事態とかになりますれば、当然ほかの翌年の漁業種類なりの枠を削減せざるを得ないみたいな話になるものですから、そういったことを想定して、その部分につきましては影響緩和策みたいなことを少し考えざるを得ないだろうと、そういったことをちょっと今念頭に置いているということでございます。

それと、200トンとか800トンの枠の中にも、当然漁期が地域ごとだったり、定置ごとか

もしも異なるとは異なるため、先取りで、200トンの中のA地域だけがとり過ぎてしまうと、当然B地域のほうがとれないみたいな話になりますので、そこは関係の漁業者間なり地域の漁業者間で何らかの取り決めをしていただいて、毎年の漁模様といいますか、そういったものに応じて柔軟に管理できる枠組み、不平等にならない形で、そういった取り決めをしていただければというふうに考えている次第でございます。

7のスライドは国の基本計画骨子案ですが、具体的には次回以降の資源管理分科会で御説明を申し上げますので、今回は骨子案となります。漁獲可能量制度は計画制度になりますので、クロマグロ型TACにおいても法律に準えながら定められた事項、第1から第7までありますけれども、それぞれについて国の基本計画の中に書き込むということになります。ただし、実際には現在取り組んでいることを計画に書き込む形なので、何か新しいことが書いてあるということではないんですけれども、例えば第2のところにつきましては、資源の動向ということで、2014年の親魚資源量については現在最低水準の状況ですよと、あと、現行もそうですが、第3のところでは、30キログラム以上の大型魚につきましても4,882トン、全体で管理しますよということを書かせていただくということになるかと思っております。

第5、第6、第7では、いろいろ共同管理の話ですとか協定制度的なものやうまく活用して管理をしていただくということについて記載をするということになるかと思っております。

さらに、8で都道府県計画のイメージをお示ししております。ここにございますように、現行のTAC対象魚種の計画は、国の計画とそれぞれの都道府県の計画、縦にできているというんでしょうか、分かれておまして、隣の県とかで同じ計画内容が書いてあるみたいなことは余りないんですけれども、今回のクロマグロの管理ですと、恐らく第2とか第3のあたりで、今回A県とB県で共同で管理する話がありますので、それぞれの計画の中で共同で管理しますという同じことを書いていただくというイメージになるかと思っております。そのところが少し応用編でございます。現在、都道府県の担当の方に作成をお願いしております。すり合わせをさせていただいているという状況でございます。この会議の後関係の県の方には、また機会をつくって打ち合わせをさせていただきたいというふうに考えてございます。

今後の主なスケジュールでございますけれども、本日の資源管理分科会の後、来月以降の資源管理分科会におきまして、この基本計画案をこんな形になりますというのを御説明申し上げ、各海区漁業調整委員会におきましても、都道府県計画をつくるという形になりますというのを御説明をしていただき、その上で7月からクロマグロ型TACの試行というものを行いたいというふうに考えております。

8月以降の予定は例年どおりでございます。全国会議を8月にやり、その後、WCPFCの北小委員会があり、12月に最終的にWCPFCの年次会合があるということで、そ

ここに臨んでいくということで考えておりまして、皆様方の御理解なり御協力を改めてお願いしたいということでございます。

簡単でございますけれども、以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、何か御質問、御意見等ありましたらよろしくお願いたします。よろしいでしょうか。

東村委員。

○東村委員 東村でございます。

6-1の定置網の共同管理についてという部分です。これから細かいことが決まってくるのかと思いますが、この図でいえば、例えばA、B、Cというのは割と近くの隣り合ったブロックで管理するということがイメージされるかと思うんですが、例えばですけれども、九州と北海道で一つのブロックをつくってしまうというようなことも考え得るということでしょうか。

○管理課長 おっしゃるとおりでして、そういった可能性というのは否定されていないんですけれども、ただ、現実問題として考えますと、若干西日本のほうは定置による漁獲の割合が北に比べると小さいので、そういうものがうまく組み合わせとして成立するかというのは、実際に今、どれぐらいの数字になるかというのをはじいている最中ですので、そういったものを関係の方にお示ししながら、どういう方策がいいかというのを選んでいただくということになるかと思えます。

○東村委員 ありがとうございます。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

お願いします。

○平田特別委員 大洋エーアンドエフの平田と申します。

将来予測というところで、3ページなんですけれども、基本的に現行措置を継続しても9%アップするという結果が出ております。横に10%さらに削減すると、90%の確率になる。これが20%になると100%になるのかとか、どうしてもこういう数字は歩くものですから、基本的に業界の状況等を勘案して、その2017年の部分を決めるに当たっては十分検討していただきたいというところが1点。

もう一点は、この管理期間なんですけれども、ここの11ページの基本的に沿岸漁業と大中型まき網漁業との管理期間が半年ぐらいずれておりますけれども、これについて、今年の7月からTAC管理を試験的に実施するという中で、大中型まき網漁業は途中からの管理ということになるのでしょうか。それとも来年1月からの管理という形になるのかという点と、これは全体的に国として1年間のうちに小型漁業については4,007トンですかね。そのミシン目というのはどういうふうにずれ込んでいくのかなというのが、ちょっとわからないというんですかね。そこをちょっと、どういうふうになるのか、もしもイメージが

あれば教えていただきたいなと思います。

○山川分科会長 藤田管理課長、よろしくお願いたします。

○管理課長 まず、大中型まき網漁業に関しまして申し上げますと、計画をつくってもつからなくても、今年の1月から暦年で管理をしております、なおかつ沿岸とは違って、計画で書く内容も、今やられていることと余り変わらないので、途中から計画ができ上がりますけれども、管理の仕方としては引き続き2,000トンを守るようにやっていただくということになりますから、どちらかというTACの計画づくりによって急に何か形が変わるということはないと思います。

もう一つ、ミシン目につきましては、これはちょっと国際交渉とも絡みますけれども、おっしゃるとおり、どこかで管理年というものを決めないといけないだろうと思っております。そうしないと4,007トンに対応する時期というものがはっきりしませんので、もし仮に今年の1月からの部分がある年の管理期間だと言って大中型まき網が第1年目となった場合には、例えば沿岸の場合は7月からは同じように第1年目だとかいって決めていくという、そういうことは必要だろうと思っております。それで、ずっと続ければ平準化して、ちゃんと4,007トンが守られるのではないかというふうに考えている次第でございます。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

神谷漁場資源課長、よろしくお願いたします。

○漁場資源課長 平田委員の削減をどうするのかというのは、これはこれから、たまたまこういう結果が示されただけということでありまして、当然御指摘のようにあらゆるものを考慮して、国として交渉に臨む姿勢を決めていくということになります。

以上です。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

それでは、特にございませでしたら、次に意見聴取に入りたいと思います。

前回の会議におきましても、太平洋クロマグロの資源管理について幅広く意見をお聞きしながら進めたい旨の説明がありました。その後、水産庁が都道府県を通じて全国の漁業者、関係団体等に意見の募集を行ったところ、11名の方から応募があり、本日、当分科会にお越しいただいております。御多用の中、遠路はるばる上京いただきまして感謝申し上げます。せっかくの機会でございますので、浜の御意見をお聞かせいただければというふうに思います。

それでは、まずは事務局から意見聴取の進め方について説明をよろしくお願いたします。

○管理課長 それでは、意見聴取の進め方でございます。

御発言はお1人ずつ、時間はお一方5分ほどを目安ということで、順番に願いたします。

それで、大変恐縮なんですけれども、御発言の前にお住まいの都道府県ですとか御所属

ですとかお名前を差し支えない範囲で御発言していただけますと、お話の内容の背景というのがわかりますので理解がしやすくなると思います。そういった意味で御協力をお願いしたいと思います。

また、あらかじめ御案内を申し上げておりますけれども、今回は個別の質疑応答ということではございませんので、その場ですぐに事務局から回答するということは差し控えたいと思います。ただ、最後に全体を通じまして総括的な形でコメントとしてお答えできる部分につきましては、最後にお答えをしようというふうに考えておりますので、この点についても御理解を賜りたいと思います。

誘導のほうは事務局のスタッフが行いますので、もし御不明な点とかがございましたらスタッフのほうまでお声がけをお願いします。

以上です。

○山川分科会長 それでは、順番に御発言をよろしくお願いいたします。

○鎌田（北海道・南かやべ漁協組合長） 北海道南かやべ漁業協同組合の鎌田でございます。

南かやべといいますが、ちょっとわかりづらい面もあろうと思いますけれども、私ども南茅部町には6つの組合がありまして、平成15年4月に合併しまして、北海道でも組合員数1,280名という大所帯の組合でございます。そしてまた、市町村合併もありまして、平成16年に函館市となって、位置的には、函館空港から太平洋側に車で約40分ぐらいのところでございます。

○山川分科会長 御着席されて、よろしくお願いいたします。

○鎌田（北海道・南かやべ漁協組合長） それでは、私ども南かやべにおきましては、海岸線が約35キロぐらいあり、ここで大謀網を親子何代にもわたって営んでおります。大謀網は北海道が発祥の地と言われてまして、19か統が設置され、そのほか小定置ということで22か統、合計四十数か統ぐらいの大謀、大小の定置が設置されております。

近年、海水温の上昇なり気候の変化によりまして、マグロ・ブリ関係が非常に多く回遊するような状況になってございます。そのような中、昨年、第1期のクロマグロの管理ということで、国からその原案が示されまして、説明会等でも何回も協議した経過がございますけれども、相当やっぱりこの管理のあり方というものに戸惑いもありながら、そう言いながらも、やっぱり国際公約ということもございまして、行政と一体となった中で不安を抱えながら操業したところでございます。こうした中にありまして、結果的には太平洋北部では操業の自粛要請が発令をされ、日本海北部でも、警報が発令され、結果的には本当に北海道の漁業が、混乱というか、非常に厳しい環境の中の1年であったのかなど、そんな思いをしているところでございます。

そんな中にありまして、先ほど説明がありましたように、第2期の資源管理の期間に入るということで、私、まず定置の立場も含めながらお尋ねをしたいわけでございますけれ

ども、去年は初年度ということで、自主的な資源管理に努めますよと、2年度目については法的なものをもって管理をしたいと、今こういう考え方が示されました。先ほど来説明がありましたように、定置についてはやはりマグロを専獲する漁法でないという現実もある中で去年1年の総括をした中では、共同管理の考え方が国から示されております。

それで、私ども、一番危惧するのは、どういう形であっても操業を中止なりということは、他の魚種との混獲の度合いが多いものですから、これは絶対避けてもらいたい。そしてまた、現実的な問題として、クロマグロというのは大謀網に入れば動きがとまります。そこで、彼らの体力的にも弱ってまいります。最終的に船に揚げるときには、他の魚種とせっていくものですから、結果的にあの黒い肌のマグロが船に揚げた時点では真っ白くなってしまいます。これを仮に放流しても、誰が見てもこれは再資源につながるものではない。こういう現実を見たときに、国も共同管理という考え方を示しているようでございますけれども、それらのものも考慮しながら、やはり何としても双方が生活できるような枠組みというものをつくってもらいたい。

本当にうちの漁網なんていうのは、北海道の中でも1か統に7億から10億も投資していて、大謀網発祥の地と言われている大きなゆえんがそこにあるわけですから、資源の動向なり国際ルールというものを考えれば、ただとるとのことだけの主張ではなかなかまいらないという思いもございましてけれども、それをなりわいとして、やはり100年、200年という歴史がある地域でもございすだけに、それらの前向きな現実的な対応を私のほうからもお願いをして終わりたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

では次の方、よろしくお願いたします。

○南谷（青森県・尻屋漁業組合長） 青森県尻屋漁協から来ました南谷です。座ってお話しします。

私の組合は、青森県下北半島北突端に位置し、寒立馬で有名な尻屋埼灯台を北端にして、北西側は津軽海峡、東側は太平洋に面しています。そのため、周辺海域は津軽暖流と親潮がまじり合う豊かな漁場であり、マグロやスルメイカなど回遊魚の通り道に面したため、古来より釣りや定置漁業を盛んに営んできました。また、沿岸域では起伏に飛んだ岩礁域があり、これらの速い潮の流れの影響によりコンブやアワビの磯の資源にも恵まれ、当組合の漁業者は周年にわたり一本釣り、採海藻、定置漁業を営み、組合の水揚げも、これがほぼ3割ずつを占めている状況であります。

当組合の定置漁業で漁獲されるクロマグロの大半は30キロ未満の小型魚ですが、第1管理期間において当組合を含む本県太平洋側の定置漁業では、県の配分値42トンに対し、3月末現在で44.4トンと2.4トンほど上回ってしまいました。県や国からは操業自粛要請が出されており、第1管理期間の残期間においても引き続き小型魚の再放流などに努めていくつもりですが、ゼロにするには網上げなど完全禁漁するしかありません。資源管理は、

最終的にはその結果が自分自身にはね返るという点から、協力して取り組むことは当然ですが、現時点では収入が全く見込めなくなる休漁や禁漁しか対処方法がないのであれば、廃業以外に道はなくなりますので、コストがかからずクロマグロの小型魚を効果的に放流できる技術の確立や普及に努めていただき、それらが確立するまでの間は法律による罰則の適用は差し控えていただきたいと考えております。

また、現在、資源管理による収入減に対しては、漁業共済や積立ふらす、国では対応を進めてまいっておりますけれども、定置漁業は掛金も高額で、上限の加入は到底難しく、加えて、加入したとしても制度的に年々補償金額が減少したり、長期契約切りかえに当たっては補償額が大幅に減少することの制度的な課題もあると聞いており、資源管理を進めるのであれば、せめてこうした制度改革を踏まえてお願いしたいと考えております。

そしてまた、漁業者の水揚げ減は組合経営の悪化にも直結しますが、現在、資源管理に取り組む漁業者の所属する組合に対して、国から経営支援は皆無です。組合の資源管理は組合の指導業務の一環として行われており、資源管理を進める上で組合組織は不可欠であり、何より本州最果ての地にある我々尻屋地区では、組合は地域社会の維持機構として果たしている役割が大きく、国が現在進めている地域創生、一億総活躍社会に向けての組合の存続は不可欠であることから、その点への配慮を切にお願いしたいと思っております。

最後に、近年、日本国内でも拡大しているマグロ養殖漁業では、まき網や一本釣りで確保した小型個体が多数種苗として供給されていますが、供給までにへい死する個体や、養殖中にへい死する個体もあるはずで、自然に死亡する割合と比較して、その割合が高いか低いかはわかりませんが、いずれにしても、人工種苗生産技術は既に確立しているものであれば、少なくとも期限を設けて天然種苗からの切りかえを進めるべきであり、そのことが小型魚保護にも最もつながるのではないのでしょうか。少ない資源により効果的、かつ環境に配慮して経済的にも有効活用することに御配慮の上、資源管理の方針を検討していただき、全国の漁業者が等分の漁をすることにより等分の恩恵が受けられるように、国に対してもお願いし、私からの意見とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。
○山川分科会長 どうもありがとうございました。

では、次の方、よろしく願いいたします。

○泉澤（宮城県・（有）泉澤水産専務） 宮城県の女川町、宮城定置生産組合の泉澤です。

今日は、クロマグロの資源管理方法について、定置網を行う者として一言陳情いたします。

定置網ではクロマグロの漁獲抑制ができず、他の漁業種類にしわ寄せがいくなどというような意見が一部出ているように聞きますけれども、御承知のとおり、定置網は一定海域に漁具を固定し、魚群の回遊を待って漁獲活動を行う、極めて受動的な漁法であります。魚群を求め積極的に移動を繰り返し漁を行うことはできません。また、単純構造の定置漁具のため、魚群は内部への進入や排出が容易でありまして、一旦捕獲された魚群も潮流等

の影響で全量逃避することも珍しいことではありません。したがって、漁獲高は海況に大きく左右され、高位の資源状態にある魚種であってもほとんど漁獲することができない年もあります。

このように、定置網は、人為的な操作なしに、回遊するあらゆる魚種を受動的に收容する仕掛けであり、魚種を限定して選択的に漁獲することが極めて難しい漁法であります。そのことが資源管理を行う上でコントロール不能な漁法であると誤解をされているように思われます。しかし、単一魚種だけを標的に漁獲できないことこそが、むしろ定置網の長所であり、そのことで漁獲する魚種や数量の調整が行われているわけです。また、クロマグロの漁法別の年間漁獲量を見ても、定置網によってクロマグロが減少したとは考えにくいと思います。国際的な情勢を背景に、当然自主的な管理として定置網においても再放流など可能な取り組みは行いますが、漁獲規制に当たっては、それぞれの漁法の特徴を考慮し、漁獲数量が大きく漁獲コントロールが容易なものから段階的に規制を実行することが望ましいと思います。

定置網で水揚げする魚類は、取り上げ直前まで箱網内部で生存しており、それを生かしたまま放流することは可能です。しかし、マグロだけを放流することや、マグロだけを入らないようにすることは非常に困難であります。放流する際には、1操業時に入網している全ての魚種について同一の処理を行うことになり、放流を実行するためには多くの経済的な損失を伴います。参考ではありますけれども、宮城県の大形定置の平成26年の年間水揚げ量は約1万8,000トンで、そのうちクロマグロの割合はわずかに1%未満であります。一方で、まき網のように出漁前からクロマグロにターゲットを定め、単一魚種に絞って漁獲活動が可能な漁法は、クロマグロを漁獲対象から除外することで一匹のマグロもとらないことが可能である。また、年間漁獲数量の多くを占める水揚げを現在も継続をしている漁法であります。

昨年1月から国内では、クロマグロを管理するため、クロマグロをターゲットにするまき網や、ある時期にクロマグロの漁獲を期待する定置網、そのほか年間漁獲量の1%にも満たない我々のような定置網、いろいろな漁法を含め、自主的な管理を行っております。より効果的で実効性の高い方法で漁獲抑制を行うのであれば、クロマグロだけを標的に大量に漁獲をしているまき網漁から順に規制を行うことが有効であると考えます。その後、効果を検証し、必要に応じて他の漁法へ規制拡大を行う段階的な漁獲規制を行うことが望ましいと考えます。単一魚種を一網打尽に漁獲するまき網漁には、沿岸漁業者だけではなく、一般市民からも懸念する意見が出ております。30キロ以上の大型マグロの漁獲枠も含めて、沿岸域におけるマグロまき網漁の規制をまず初めに行うことを検討していただき、合理的で効果の高い資源管理を実現されるよう陳情いたします。

以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

では、次の方、よろしくお願ひいたします。

○石井（千葉県・勝浦漁協組合長） 私は、千葉県の勝浦市から参りました、勝浦漁業協同組合の組合長を務めております石井と申します。座って意見を述べさせていただきます。

私の地元では、小型漁船がはえ縄やひき縄といった漁法でクロマグロを漁獲しております。このうちはえ縄について、カジキやメバチを狙った操業時に、まれに30キロを超えるクロマグロが漁獲されることがあります。漁獲量は、そういうわけで余計ではありません。

一方、曳縄については、秋から春にかけて本県沿岸域にメジと呼ばれる小型のクロマグロの来遊があります。大体1歳魚ぐらいですが、このメジを狙って操業しております。以前から我々地元の小型漁業者は、春はカツオ、夏はスルメイカ、秋はメジ、冬はサバなど、季節に応じて沿岸域に来遊する回遊魚のほか、底魚であるキンメダイやムツなどを漁獲して経営していたところですが、近年、カツオ、またスルメイカの極端な不漁により、多くの漁業者が年間を通じてキンメダイに頼らざるを得ない状況にあります。今はキンメダイに支えられていると言っても過言ではありません。

このような状況の中、小型船にとってメジの漁獲は経営面でプラスになっており、来遊したメジを漁獲できないような事態になれば、キンメダイにさらに漁獲圧が集中してしまうこととなります。また、仮にキンメダイ資源が悪化し、カツオのように不漁になってしまった場合は、地域の小型船の経営は完全に立ち行かなくなってしまうでしょう。クロマグロの資源が減少している中、国が進めようとしているクロマグロの資源管理の強化については、資源回復のためにやむを得ないものと考えます。また、我々としても、できる限り協力するつもりでおります。しかしながら、厳しい経営を強いられている小型船漁業者の理解を得るためには、全国のクロマグロの漁獲量が10億円を超えていないような状況の中で特定の地域のみが漁獲できないといった事態にならないよう、管理の方法を考えていただきたいと思ひます。

また、本日、この会議で大型魚の管理も数値を上げておりましたけれども、なぜ我々漁業者にとって平均的中間値である2004年、2002年なんかの数字が出てくるのか、いま一つちょっとわかりかねるところでございます。今まで水産庁の説明においては、大型魚については上限がないような言い回しを、私はそのように聞いておりました。だから、少しでも早く大型魚の数値というものを出してほしいなと個人的には考えておりました。それで、本日またはそのように言うつもりでございましたけれども、今回の会議の席上、そのような数値が出ました。ただ、その数値が妥当かどうかというのは、ちょっと私は疑問に感じておられます。

ちょっと余分なことも入って、予定にないことをしゃべってしまいました。それからもう一つ、国におかれましては、クロマグロの管理について漁業種類や地域間で不公平感が生じないよう施策を実施していただきますよう強くお願ひいたしまして、私の意見とさせていただきます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

では次の方、よろしく願いいたします。

○佐藤（千葉県・東安房漁協組合長） 千葉県の南房総市から来ました、東安房漁協の佐藤と申します。よろしく願いいたします。

私の組合でも、組合自営の大型定置網と小型船によるひき縄でクロマグロが漁獲されておりますが、本日は定置網漁業者としての立場で意見を述べさせていただきたいと思っております。

我が組合の定置網の漁獲量の中でクロマグロが占める割合は決して多くはないものの、年によっては数トンないし数十トン単位でまとまって漁獲されることもあります。また、漁獲されるクロマグロの大きさについても、主に10キロ以下のメジと呼んでいるサイズから30キロを超えるものまで入ることがあります。

さて、今回、国が行おうとしている管理について私が一番心配していることは、クロマグロの漁獲上限が設定され、その上限に近づいた際、あるいは上限を超えるような状況に至った場合に、定置網の操業がストップされるのではないかとということが非常に心配でございます。クロマグロの資源が減少しており、先ほど来御説明がありましたけれども、国としては何とか資源を回復させなければいけないということは理解しておりますが、我々の定置網は、もともとアジやイワシ、またブリなどを狙って設置しており、定置網で漁獲される魚は、地元の小売業者やスーパーなどのほか、加工業者にとってもなくてはならないものです。もし定置網の操業がとまってしまうような事態になれば、組合経営はもとより地域の経済に大きな影響があることは必至であると考えます。

クロマグロが網に入るのか入らないのかわからない状況の中で、クロマグロのために定置網の操業がとまってしまうようなことや、他県での漁獲が進んだ結果、本県にマグロが来遊する前に網を上げざるを得ない状況に陥ることは到底受け入れがたいということが本音であり、そのようなことにならないような措置が必要だと考えております。あわせて、万が一網を上げなければならないという状況に至った場合は、国が責任を持って休漁期間の補償等を行うなどの措置をとっていただきたく、よろしく願いしたいと思います。

一方、先日、国の研究機関など関係団体が、定置網に入った小型のクロマグロを網から逃がす技術の開発を行っているとの新聞報道等もありましたけれども、今後、このような技術開発が進み、網を上げることなく小型のクロマグロが放流できるような状況になれば、我々の心配も減ることになると思います。国には、このような技術開発を早急に確立していただきたく、技術が確立された場合には、我々がこのような技術を取り入れるためにも必要な網の改良等にかかわる経費等についても全面的な支援をお願いしたいと考えております。

繰り返しになりますが、地元にとって定置網はなくてはならない漁であり、また、厳しい経営の中、必死に頑張っている沿岸漁業者、漁協の実情を御理解いただき、ぜひとも定

置網の操業がとまることがないような管理措置の検討や再放流技術の開発を進めていただくことを強く要望いたしまして、私の意見とさせていただきます。

どうもありがとうございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

それでは、ここで一旦休憩といたします。2時30分からということでよろしいでしょうか。2時30分から再開しますので、それまでにお席にお戻りくださいますようよろしく願いいたします。

(休 憩)

○山川分科会長 では、時間ですので再開させていただきます。

先ほどと同様に、順次御発言をよろしく願いいたします。では、お願いします。

○川寄（佐賀県・佐賀玄海漁協組合長） 佐賀県でございます。佐賀玄海漁協の川寄と申します。よろしく願いいたします。

私のところの組合も平成24年に合併いたしまして、支所ごとでいろいろな漁法はありますが、釣り、はえ縄、定置等で賄っているところがございます。特に私たちの呼子では、ケンサキイカが基幹産業として占めているところがございます。マグロにしても、支所間の中でかなり水揚げも上がっているところがございます。本日はよろしく願いいたします。

さて、本日は、発言の機会をいただきましたので、佐賀県玄海地区の漁業者を代表して2点発言させていただきます。

1点目は、クロマグロの県別漁獲枠についての提案です。佐賀県では、平成22年から24年のクロマグロ漁獲量は平均2トンだったことから、県別の枠として1.1トンが割り当てられました。平成20年からの資源管理は他の県の漁業者も厳しかったでしょうが、枠が小さいこともあり、佐賀県の漁業者にとって非常に厳しい規制となりました。そんな中、佐賀県が枠を消化してしまった際には、同じブロック内のグループ県から枠の一部を融通していただいたことに対し、この場をおかりしてお礼申し上げます。

さて、7月から新たな資源管理体制へと移行すると聞いていますが、その際には、まずは県別の枠についても資源管理を始める直前の平成26年までの期間へと漁獲実績の時点修正を行う必要があると考えます。また、国では各県の漁獲状況を定期的にモニタリングされていますから、その実態を踏まえながら、漁期の途中で利用枠や各県の需要状況なども勘案して柔軟に対応できるような体制にしていくことが、厳しい状況の中でクロマグロ資源の有効利用にもつながると考えます。

2点目は、休業や転業を余儀なくされたクロマグロ漁業者に対する国からの支援についてのお願いです。

国の支援策である積立ぷらすはありがたい制度ですが、クロマグロの規制が強化されている現在、そもそもの共済金の負担が厳しい状況にあります。ついては、漁業共済への加

入に際し、単独加入でも義務加入と同等の掛金補助を行っていただきたい。また、別漁業へ転換するために必要な技術習得や漁具に対する支援をお願いしたいと思います。

以上、国におかれましては、極めて厳しい状況にある漁業者の事情を御賢察の上、御高配くださりますようお願いいたしまして発言を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

では、次の方、よろしくお願いいたします。

○塚本（東京都・東京都漁連） 東京都漁業協同組合連合会の参事をしております塚本でございます。今日は、このような意見を発言させていただく場を設けていただきましてありがとうございます。

さて、東京都の漁業ですが、伊豆・小笠原の島しょ漁業が中心であり、小型漁船、沿岸漁業者によるカツオ・マグロ漁業、キンメダイなどの底魚一本釣り漁業などが操業されています。近年、カツオの来遊量が減少しており、島しょ漁業全体がキンメダイへの依存を強めている状況にあります。こうした中、クロマグロは島によって依存度が違うものの、島しょ漁業にとって重要な資源であり、クロマグロ資源の回復は大きな課題であることは間違いありません。

クロマグロの資源管理を進める上で3点ほど御提案したいと思います。

まず1点目は、漁獲規制に伴う新たな減収補填策についてです。

クロマグロの漁獲制限は、離島の零細な漁業経営に大きな影響を与えることになると思います。国は、共済制度を活用した減収補填措置を事業化しています。その対象は漁業共済に加入した者に限定されています。東京都の漁業者には、漁業共済に加入していない者、あるいは加入できない者もおります。また、資源管理の取り組みの成否は水揚げの減収をどのように補うかだと思います。島しょにはクロマグロにかわる漁業はありません。漁業者の経営上の理由から、資源管理への取り組みが停滞することのないよう、また漁業経営に過度な負担とならないよう、新たに直接的な減収補填策の導入を要望いたします。

続いて2点目、大中型まき網漁業による産卵親魚の漁獲規制の強化です。

国際機関による管理措置では30キロ以上のクロマグロについて漁獲制限が設けられていると聞いていますが、国内としてはあくまで努力規定であり、小型魚を漁獲する沿岸漁業者からは不平等があるとの声が上がっています。特に疑問に思うことが、大中型まき網漁業の産卵親魚に対する漁獲です。沿岸漁業者は厳しい漁業経営の中で、より迅速な資源回復を願い、漁獲規制に取り組もうとしています。また、多くの沿岸漁業者は、迅速な資源回復のため産卵親魚の保護が不可欠であると考えています。そこで、大中型まき網漁業の産卵期の漁獲制限を設けていただきますよう要望します。

3点目、遊漁に対する公的規制についてです。

東京都海面ではクロマグロが近隣県からの遊漁船やプレジャーボートなどにも採捕され

ています。漁場が重なることもあり、これまで調整上の問題も生じています。漁業者は経営上の痛みを伴いながら資源管理に取り組んでいます。自粛要請があったときに遊漁に理解と協力を求めていくというだけでは、漁業者は納得できません。遊漁の採捕量は全国的には少ないと聞いていますが、公的規制の導入はクロマグロの資源管理を進める上で重要なものと考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上3点について、島しょ漁業者の切実な声としてお聞きいただきますよう、よろしくお願ひいたします。御清聴ありがとうございました。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

では、次の方、よろしくお願ひいたします。

○日吉（静岡県・静岡県定置漁業協会会長） 静岡県定置漁業協会の会長をしております日吉と申します。よろしくお願ひいたします。口語調で話させていただきます。

静岡県の定置は駿河湾と相模湾にあるんですけども、駿河湾では数か統で、ほとんどが伊豆半島の東海岸に大型定置はあります。私が長く定置の現場に携わった感じだと、まず、国が心配しているクロマグロの資源が減少しているというのは肌で感じております。二十数年前は15キロ前後のメジを私どもの網でも1網で10トン近くとったことがあり、そういうのは、もう夢の話だと切に感じているところです。

まず、静岡県の定置網の総漁獲量に占めるクロマグロの割合は、5年間の平均で0.2%です。それとあと、私たちは太平洋南ブロックに所属しているわけですけども、県にちょっと問い合わせたところ、2月末の消化率は27%とのことで、ほとんど消化していないということなんですけれども、それにおいても、国が施策としてやるクロマグロ強度資源管理措置については、静岡県はいち早く協力させていただいているところです。強度マグロ資源管理措置のことについては、皆さん御存じだと思うので、この場では言いませんけれども、網を上げて禁漁しろという定置にとっては厳しい措置をものので、国の施策である資源管理に積極的に参加している静岡県の定置協会です。

その上においても、本来本格的にTACが導入されたときに一番心配するのは、先ほどもお話が出ていましたけれども、全国で定置をブロックとして今検討しているというお話だったんですけども、それはやめてほしいです。なぜかといいますと、先ほど前半に言ったとおり、ほとんど私達の定置の主はマグロじゃないものですから、全国的にブロックで組まれると、やっぱり千葉県から、今、宮崎県までが太平洋南ブロックだと思うんですけども、そこにおいて、先ほど消化率もお話ししたとおり、主にとっていないわけですね。主にとっていないといっても、メジマグロをたまにとるわけですから、資源に負荷を与えていないとは言いませんけれども、現実的にも私たちにはそういう因果関係があまりないと感じている次第です。

特に、例えば先ほどお話しした太平洋南ブロックで定置枠を一本化するのは賛成だと思います。あと、もしできるなら、実際にとっていないところについては、水産庁の言葉だ

と思うんですけれども、目的採捕の自粛というものがあると思うんです。そういう感じの地域に指定していただけないか。例えば、先ほど冒頭に、定置が地域にすごく密接に関係する漁業だというお話が水産庁のほうからもありましたけれども、伊豆の例、静岡の例として1つお話しさせていただきます。私たち伊豆半島は、箱根、熱海、湯河原、伊東、伊豆半島全体の観光に密接に絡んでいます。大体1,600万人が伊豆半島に来ると言われています。それにおいて、定置の魚というのは、観光業者も誘客にそれをすごく使っているんですね。今日そちらにいらっしゃいます加藤室長が小田原の水産部長でいらっしゃったときも、定置の魚を地域の観光資源にということで成功事例をつくって、伊豆半島の市町村もそれをまねして、今、密接に定置の魚で誘客するという体制をとっているんですけれども、もし網を上げて休漁ということになれば、観光にとっても、伊豆半島には相当なダメージが来ることなので、ぜひこの辺も考慮してください。

大体定置って、能登半島も紀伊半島も同じだと思うんですけれども、漁村って、小型漁船が残念だけれども今衰退していて、定置があるところにはIターンだったり、若い子も、静岡県の定置の場合は平均の年齢が30代後半となっています。先ほど宮城県で発言された泉澤さんも熱海で大型定置を2か統やっていたいていいますけれども、泉澤さんのところは、多分20代後半の平均年齢だと思います。そういうわけで、定置というものは漁村にとっても非常に大事なものですから、ぜひ網上げ休漁とかにならないような施策をお願いしたいところです。

ありがとうございました。

○吉田（和歌山県・和歌山東漁協組合長） 和歌山県、本州最南端の串本から参りました、和歌山東漁協の組合長をしております吉田といたします。よろしく申し上げます。座って意見を述べさせていただきます。

私どもの串本というところ、場所的には、まず今問題になっておられるマグロ養殖の発祥の地、あるいはケンケン漁というカツオの曳縄の漁の発祥の地です。昭和初期にうちのところの漁師がハワイに渡り持ち帰った漁法がケンケン漁です。また、私どもの組合の組合員自体が、遠くは稚内、あるいは先ほども御挨拶させていただいたんですけれども、千葉の勝浦、あるいは、昔は大間あたりまで、そのケンケン漁、一本釣りですと魚と一緒に北上していったという歴史がございます。今はまた、焼津、あるいはそういうところまで足を伸ばしている漁業者がおります。ところが昨今、ここ二、三年、カツオが非常に不漁で、非常に危惧しているというのが現状です。

そういう中で私自身も、今年60なんですけれども、小学校1年のときから養殖業を始めています。うちの亡くなった父親が、私がちょうど小学校1年のときに始めたのが養殖です。何で養殖を始めたのかというと、漁師さんではやはり安定収入が得られないということで、父親が考えて養殖に踏み切った。その中で、今、串本のところでは一番古いのかな。また、串本自体が非常に養殖の盛んなところでございます、ただ、昨今も、年々魚価の

低迷、あるいは後継者不足、もろもろで困窮しているのが事実です。また、養殖の魚の魚種も、ハマチから入ってマダイになって、シマアジになってとどんどん変遷して行って、最終的に今は養殖ではクロマグロでしか生き残れないような状態になっております。それも事実でございます。

その中で今、我々、地方の人間は、僕が思うに、生き残れる道は、恐らく海と山、また、それを利用した産業と観光だけではないのかと考えております。そういう中で、我々、この紀南の紀伊半島本州最南端は、そういう意味では非常に漁業というものの地方におけるウェートというのは大きいものと思っております。

そのような中で、平成20年に2町にわたって10組合が合併しました。合併当初は約3,500人の組合員がいたのが、10年たたないうちに、もう3分の1まで減っております。それが我々地方の今の現状です。こういうものを鑑みて、国としてどういう施策をするのか。ただ一言に漁業と言われましても、今までずっと意見を聞いてもいろいろな漁業がございます。我々のところは一個人が小さな船を持つ、小型漁業ですが日本全体では大型の漁業があつて、あるいは定置網があつて、いろいろな漁業がある中で、また日本という国としては国際社会上で、立場上やはり調和をとりながらしていかなければだめなわけですが、でもマグロははっきり言って、枯渇問題を完全にクリアするなら、5年とか3年間、全部ストップ、つまり全面禁止しかありません。でも、それはいかんせん非常に難しい話だろうと思います。ただ、今も言ったようにいろいろな漁法があつて、いろいろな漁家があつて、でも、今の状態では協力し合つて、やはりやっていかなければいけないと思っております。

ただ、漁業としては、いろいろな生き方、残り方があると思うんです。ですから、我々、10年たたないうちに3分の1に減ってしまったことに危機感を持って、今まさに高齢化しているのと、次のまた後継者を育てるための沿岸漁業というか、あるいは磯焼け対策、もろもろ全部補填する、もしくはマグロもそうだと思うんですけれども、やはり人工ふ化にもっと力を入れるなどいろいろな対策が必要です。実際問題、我々のところにも近畿大学さんの研究所がございます。ですけれども、それがどんどん進まないなら、もっと研究所を増やすとか、あるいは産学でまたいろいろなものをつくっていくとか、方法はあると思うんですよ。実際問題、だから、タイですら、シマアジですら、今、ちゃんと種苗は十二分にあるじゃないですか。同じようにマグロも種苗をつくったらいいと思うんですよ。逆に言うと、もっと研究すれば、それはつくれるはずだと思うんです。

ですから、そういった中で、我々田舎というか、日本全国の90%以上が、生き残れるのは漁業と農業と、それを利用した観光だけだと思うんです。はっきり言って、企業誘致しても、うちのところなんか誰も来てくれませんよ。でも自立しないと町が終わります。はっきり言って、今終わっています。うちのところの組合員でも、平均年齢がもう70近いですから。小型漁業はそれが現状です。そういった中で、このままいくと、日本の小型漁業、

一人で個人経営している漁業というのは終わってしまいます。何とかそういうものを鑑みて、また次の後継者が出てくるような施策を考えていただければなど、今僕が組合長としての立場でそれは痛切に思っています。ですから、今日こういう場をいただいて、こういう意見が言えたら、また一つの参考にしていただけて考えていただければと思いますので、今後よろしくをお願いします。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

では、次の方、よろしくお願ひいたします。

○中村（長崎県・壱岐市マグロ資源を考える会会長） 長崎県から参りました、一本釣り漁業を営んでおります中村と申します。

早速ですが、太平洋クロマグロの管理の方向性について、私たちの要望を述べさせていただきます。

1つ目に、現在ブロック管理により沿岸漁業において漁法間による問題が発生しております。漁業者がもめないよう、漁業者の意見を取り入れながら漁法別に漁獲枠を配分していただきたい。

次に、養殖用種苗について要望します。現在養殖用種苗は、水揚げされることなく生け込まれており、そのために漁獲量やサイズの把握が非常に困難であると聞いております。また、自主報告によりモニタリングが行われておりますが、地中海では漁獲量の過少報告が行われ、その結果、資源が減少しました。そのようなことが起こらないように、100%オブザーバーの乗船、ステレオカメラの導入、池入れ用トンネル網のサイズ規制を実施していただきたい。

それに関連して、養殖用種苗は生け込み尾数も決められておりませんし、トン数による制限となっております。未成魚の漁獲制限をより効果的にするためにも、生け込み尾数を決め、トン数制限ではなく尾数制限にしていきたい。

次に、30キロ以上の成魚について要望します。産卵期の漁獲制限についてですが、日本海の産卵期、産卵場でのマグロ漁について、加入量や親魚資源量に影響を及ぼしていないことを示す科学論文はあるのでしょうか。あるようでしたら読みたいので、教えてください。

私たちは、もちろん未成魚の管理も大事だと思っています。それと、親魚に十分卵を産ませることも大事だと思っておりますので、早急に科学的根拠に基づいた適正な産卵期の漁獲制限を実施していただきたい。

それに関連して、私どもは昨年より七里ヶ曾根周辺海域におきまして産卵期の産卵親魚に対する自主禁漁を実施しております。水産庁より、日本海の産卵場において現在の漁獲が続いても資源に対する影響は少ないとの説明を受けておりますが、少なからず影響があると思っておりますので、マグロの調査機関であるISCにおいて影響がどれぐらいあるのかを確認していただきたい。

今後、マグロ資源の回復のためには、厳しい資源管理を行わなければならない時期が来るかもしれません。そうなった場合には、全国のマグロに携わる漁業者が漁業を続けていけるだけの資源が必要となると思います。資源が回復し、持続的に漁業ができるようになるまでの間、支援をしていただきたい。

最後に、私たちは、マグロ資源について純粋に考え話し合うために、4月16日、壱岐において2016マグロサミット in 壱岐を開催し、全国のマグロに携わる漁業者並びに関係者が集まり話し合いをしました。その中で共通しているのは、どの地域においてもマグロ資源が減少していること、また、マグロ資源を持続的に利用しながらマグロ資源を回復させたいという強い思いでした。今後も、職種や漁法を問わず、多くの皆様と話し合いをすることが必要です。ぜひ次回は水産庁やまき網漁業の皆様などマグロに携わる全ての皆様に御参加いただけるよう、私どもも努力したいと思いますので、水産庁でもそのような場を用意していただければと思います。

以上です。よろしくお願いいたします。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

以上で予定しておりました方々の御意見を頂戴したわけでございますけれども、貴重な御意見をどうもありがとうございました。改めて御礼申し上げます。

こうやって御意見を伺わせていただくと、さまざまな御意見がありまして、それぞれ非常に貴重な内容だったというふうに思いますけれども、特に定置網で漁期の途中で操業を中止してしまうようなことになるとしたら、それは非常に大変なことだというようなことで、それに対する懸念の声が多かったように思います。ブロックごと、あるいはブロック間の管理をどのように行っていくのかという、そのあたりでどういう知恵を出し合いながらうまくおさめていくことができるのかといったことを十分に検討していく必要があるんだろうなというふうに思いました。

それから、地域間、あるいは漁業種類間での不公平感が持たれるようなことにならないようなやり方も検討していくべきだろうというふうに思いますし、それから、仮に資源管理のために漁業収入が減少するというようなことがあった場合に、それに対する減収補填策、そのあたりの仕組みをどうするのかとか、いろいろな検討事項があるように思います。一方、技術的な側面からいきますと、養殖用種苗としては人工種苗生産の技術開発を急いでもらって、そういったほうになるべく切りかえていくというような御要望もありましたし、それから、定置網に入網したクロマグロを網から逃していくような技術開発も求められるんじゃないかなというふうな感想を持ちました。

以上さまざまな貴重な御意見をいただいたわけですが、ただいまの漁業者等の方々からの御意見について、事務局から総括的なコメントをよろしくお願いいたします。

○管理課長 意見陳述者の皆様、たくさんの意見をいただきまして誠にありがとうございました。たくさんいただきましたので、もし回答に抜けている部分があれば御指摘をして

いただければと思います。

全般的な説明の中で、一部説明を省略した内容がありましたが、参考資料などで資料があるものについては、そちらから御説明をまず申し上げたいと思います。

28ページに、国別の漁獲状況と大型魚・小型魚の漁獲状況というのがございます。それで、ちょっと数字が小さくて大変恐縮なんですけど、我が国の大型魚、小型魚の漁獲状況を見ますと、最近の数字をざっと見ていただければわかるんですが、大型魚は3,000トンとかぐらいのところをうろうろしてしまっていて、先ほど説明しました4,882トンという数字には達していません。基準年の話は別にいたしまして、4,882トンに比べまして近年の実績が少ないものですから、努力規定ではありますけれども、数量をちゃんとおさめないといけないという意識は従来からありましたけれども、あえてそういった意味で、小型魚の漁獲半減とはちょっと状況が違うので、説明について強弱がありましたということを御説明申し上げておきたいと思います。

それと、29ページとか30ページにありますけれども、いろいろ大中型まき網漁業さんのほうには、できる範囲で過去からお願いをして、資源管理措置に協力してくださいということでやっていただいている部分がございます。そういった中で、2011年ぐらいから取り組んでいただいておりますけれども、この間に資源評価があり、WCPFCにおける決議があり、やはりさらに突っ込んで日本全体で関係する漁業において漁獲をコントロールする措置を講じないと、なかなか資源の回復のほうに向かないということが明らかになりましたので、昨年からはブロックにおける管理ですとか、沿岸の方にも大変つらいといえますか、大変な措置に御協力をいただいているということは少し御理解をいただければというふうに思います。

それと、技術開発に関しましては、御報告といいますか意見陳述をいただいたとおりでございまして、定置網における混獲回避の技術につきましては、国における事業による取り組みのほかに、あと一部、もうかる漁業とかの中でも活用していただけてやれることをやってみますという地区がありまして、そういったものも含めまして、それぞれの地域なり網の特徴によってやれることって違ってくると思うんですけれども、そういったものについて引き続き検討し、できる限りの導入を図っていただきたいというふうに考えております。

それと、種苗生産につきまして申し上げますと、31ページに、これもまたちょっと非常に小さくなって恐縮なんですけど、2015年の種苗の生け込み数のスライドがございまして、左側が天然種苗でございまして40万尾、右側が人工種苗でございまして約55万尾ということで、人工種苗の率といいますか、割合は一昨年と比べてましてふえたということになっておりますけれども、なかなか実際の生け込みされるサイズとして考えますと、まだまだ天然種苗のほうが生き残りがいいということで、いきなり人工種苗にとってかわるという状況にはなっておりません。これにつきましても水産研究・教育機構ですとか、あと長崎県さ

んとか関係の機関で協力をいただきながら、人工種苗をいかに効率的に大量生産できるかということについて取り組んでいただいているという状況でございます。

あと、定置の話を再度おさらいになりますけれども、定置につきましては、問題意識は我々のほうも共有をしております。それで、12ページの6-2のところがございますように、いかにうまく管理するかということで、端的に申し上げますと、それぞれの定置の中でも時期によって、いわゆるクロマグロを狙っていると思えるような時期というか、そういうものもあるでしょうと。そういった時期には、それはほかの漁業種類と同じように漁獲をコントロールする努力をちゃんとしてくださいと。一方で、そうじゃない時期は当然、今回意見陳述がございましたように、かなり地域にダメージがありますので、そういった意味で、そのときについてはできる限りの努力はさせていただきますけれども、もし漁獲を継続するというのであれば、それがどんどん積み上がるということになりますので、その結果としてほかの漁業種類の枠を食ってしまうというような事態になりかねないものですから、そういったものを踏まえた対応を別途考えさせていただきたいということで、できる限り定置のほうでもできることはちゃんと取り組んでいただく。地元での混乱が少なくなるように、我々のほうとしても一緒に考えさせていただきたいということでございます。

○水産庁次長 次長の長谷です。

若干補足しますけれども、定置はもう我が国の漁業の柱ですけれども、その定置であるがゆえの悩みというのは、今日さんざん出てきました。それを踏まえて何とか工夫をしていきたいということが今日の説明のメインだったんじゃないかなというふうに思っております。

経営対策についても、いろいろ御要望がありました。近年、共済関係についてもいろいろと工夫をし、充実させてきたつもりです。そういうことで加入も随分進んできたわけがありますけれども、塚本参事さんからあったように、地域によってはまだまだ加入が低いというようなこともありますので、さらにどういうことができるのか宿題だなというふうに思っております。

遊漁の話もありました。全体として、当然ものすごくいろいろな漁業種類も多いし、漁業と遊漁という立場の違いもあるし、全体として何とか科学的根拠というのがやっぱり一つすごく大事だと思うんです。科学的なものを根拠にして極力公平感のある形の施策を全体としてつくっていきたいというふうに思っております。

あと、まき網の話も何人かの方から出ましたけれども、今日の資料の3ページを見ていただくと、中村さんかな、ISCでというようなお話もあったと思いますけれども、まさにこのシミュレーションはISCでの今回の作業ということで、小型魚の漁獲制限というのがものすごく効果的だというようなことが出てきているものなので、この場で詳しくということになりませんが、担当のほうと連絡をとっていただければ御説明できるん

じゃないかなというふうに思っております。

いずれにしても、一生懸命今、小型魚のとり控えというのを取り組んでいるわけですが、そのとり控えたものが太平洋を渡って向こう側へ行っていて、2歳魚、3歳魚のときにメキシコがまたとるわけで、それがまた帰ってきてということの中で、日本の漁業実態を考えれば漁獲量管理って本当に難しいわけですが、外国にも足並みを揃えて、全体として資源を回復するようという中の取り組みなので、日本が主導してこれまで進めておりますけれども、何とか、それこそ本当に石にかじりついてでも関係者みんなで協力し合って取り組んでいきたいということで、これからも皆さんのいろいろな御意見を伺いながら、何とかいいものにしていきたいというふうに思っておりますので、またよろしくお願ひしたいと思ひます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

このほかに、もし委員の皆様から何か御質問、御意見等がございましたら発言をよろしくお願ひいたします。よろしいでしょうか。

特に御発言がなければ、この事項はここまでにいたしまして、次の報告事項に移りたいと思ひます。「NPFC（北太平洋漁業委員会）参加国等の漁業状況について」、事務局から説明をよろしくお願ひいたします。

○首席漁業調整官 首席漁業調整官の田中でございます。今日は出席が遅れまして申しわけございません。

私のほうから最後の御報告ということで、資料5に基づきまして、北太平洋漁業委員会参加国等の漁業の最新の状況について御報告申し上げたいと思ひます。

失礼して、座らせていただきます。

前回のこちら側の資源管理分科会で委員の方々から、北太平洋公海における中国などの諸外国によるサンマやサバの漁獲について御発言がございました。御案内のとおり、北太平洋公海におけるサンマやサバについては、この北太平洋漁業委員会、NPFCと略しますが、これが管轄をしております。現在、NPFCの科学関連の会合が東京で開催中ですが、その中で今回、各国等から2015年の漁獲の実績が提出されております。今回は、それを資料5という形で取りまとめさせていただきました。

まず初めにサンマについてでございますが、昨年、2015年1年間の漁獲量は、各国等とも前年に比べて減少しております。日本については約50%の減少、中国については4割の減少、台湾が3割ほどの減少、ロシアについては7割近い減少というふうになっております。原因につきましては、まさに今、科学関連の会合でこれも含めて議論されることになるとは思ひますが、まだ明確な原因というものはわかっておりません。この一連の科学的検討で解明がなされていくものではないかと期待しております。

このサンマにつきましては、船の数につき急増を抑制することが合意されておりますが、これを見ていただければわかりますように、各国等とも前年に比べまして操業隻数のほう

は減少しているということでございます。

一方、2番のサバ類につきましては、中国と日本だけが報告をしております。このうち中国は、前年の2万5,000トン、20隻による操業に比べまして、2015年につきましては約13万トン、80隻が北太平洋の公海域で漁獲を行ったということで、隻数、漁獲量ともに急増している旨報告されました。これに対して日本は、その下に書きましたように、マサバ、ゴマサバの太平洋系群につきましては、全体で2015年は、32万トン余りを漁獲しています。

このマサバ、ゴマサバのうち、マサバにつきまして特に申し上げたいところがございますが、御案内のとおり、もっぱらこの日本の200海里内で産卵して成長して分布する魚でございます。国内で資源回復計画に基づいて資源回復に努めてきているところでございます。依然として資源の状況は低水準でございますけれども、ようやく回復の兆しが近年見えてきたところですが、その段階において、中国が公海であるとはいえサバの漁獲を急増させるということにつきましては、やはりサバの資源に対する何らかの影響があるのではないかということが心配されるところであります。

このため、昨年9月のNPFCの会合においても日本側から指摘をいたしましたし、また、それ以降も中国に対しましては二国間及び多国間のさまざまな場において繰り返し、違法な漁船を含む、こういったような急増した漁船の削減を要求しているところでございます。

このようなサバを含めた魚類の問題については、当然NPFCという多国間の場できちんと議論していくことが肝要と考えておまして、この中でまず科学的な検討を早急にスタートさせまして、サンマと同じようにNPFCにおける資源評価に基づく国際規制の導入に向けて、このサバにつきましても日本が主導して対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、簡単ですが、御報告に代えさせていただきます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問等ありましたらよろしくお願ひいたします。よろしいですか。

では、特になければ、その他に移りたいと思います。

特に委員の方々から何か、その他のところで議論しておくべきこと等ございますでしょうか。

特にないようでしたら、次回の会合の日程について事務局から御案内をよろしくお願ひいたします。

○管理課長 次回の会合の案内の前に、冒頭の発言で、私、特別委員は8名と申し上げましたけれども、7名でございましたので、ちょっと訂正をいたします。

あと、途中で嘉山委員に出席をいただきましたので、最終的には資源管理分科会委員の出席が7名になっております。それについてあわせて御報告を申し上げます。

それと、分科会の会長のほうから意見陳述が11名というふうに申し上げたんですが、お一方、急遽いらっしゃらなかったものですから10名になってしまいましたこと、これは事務局のミスでございますので、あわせてお詫びを申し上げます。

次回の資源管理分科会につきましては、既に委員の方には御案内を申し上げておりますけれども、5月24日午後1時から開催を予定してございますので、どうぞよろしく願いいたします。

それと、当日は午前中に企画部会が開催される方向で調整されております。詳細につきましては別途企画部会の事務局より御案内を申し上げますので、企画部会の所属の委員、特別委員の方におかれましては、ちょっと長い時間になりますけれども、対応方よろしく願いをいたします。

○山川分科会長 では、次回、5月24日ということですので、よろしく願いいたします。

以上で、予定しておりました議事についてはこれで全て終了いたしました。本日は長時間にわたり御議論くださりまして、どうもありがとうございました。大変お疲れさまでした。

これをもちまして、本日の資源管理分科会を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。